

年金トピック

2021年6月21日
企業年金業務室

退職所得課税の適正化について

標記につきまして、年金通信「私的年金の2021年の制度改正動向」(2021.1.29付 NO.2020-122 第39号)でご案内しておりますが、詳細情報をご案内いたします。

《改正内容》

令和3年度の税制改正において、昨今の雇用流動化を踏まえ、勤続年数が5年以下の従業員に対する退職手当等について、「短期退職手当等」が新設(所得税法第30条)されました。令和4年以降の短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分には、2分の1平準化措置が適用されなくなります。

企業年金制度からの一時金は「みなし退職所得」となり、「短期退職手当等」に該当します(所得税法施行令第69条)。

改正前

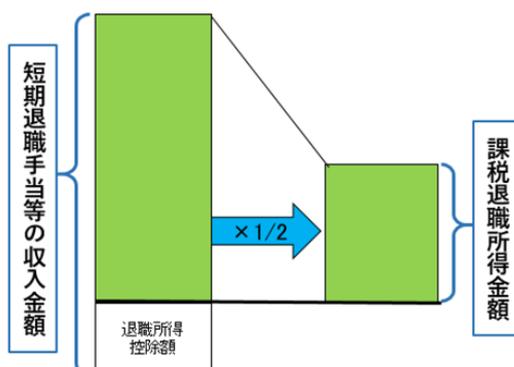
課税退職所得金額 = (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2

改正後

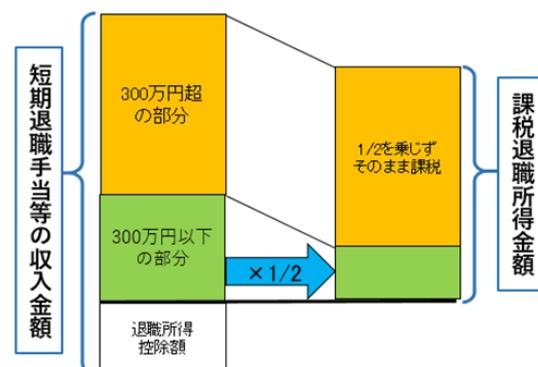
勤続年数5年以下の「短期退職手当等」

課税退職所得金額算出条件	課税退職所得金額
(収入金額 - 退職所得控除額) ≤ 300万	(収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2
(収入金額 - 退職所得控除額) > 300万	{(収入金額 - 退職所得控除額) - 300万} + 300万 × 1/2

【改正前】



【改正後】



退職所得税額の計算例は次ページご参照ください。

【例】勤続年数5年の人が、1,000万円の退職金を受け取ったケース

改正前

$$\text{課税退職所得金額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

$$\{1,000 \text{ 万円} - (40 \text{ 万円} \times 5 \text{ 年})\} \times 1/2 = 400 \text{ 万円}$$

所得税額

$$(400 \text{ 万円} \times \text{税率 } 20\% - 42.75 \text{ 万円}^{(\ast 1)}) \times 102.1\%^{(\ast 2)} = 380,322 \text{ 円}$$



改正後

$$\text{課税退職所得金額} = \{(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) - 300 \text{ 万円}\} + 300 \text{ 万円} \times 1/2$$

$$[\{1,000 \text{ 万円} - (40 \text{ 万円} \times 5 \text{ 年})\} - 300 \text{ 万円}] + 300 \text{ 万円} \times 1/2 = 650 \text{ 万円}$$

所得税額

$$(650 \text{ 万円} \times \text{税率 } 20\% - 42.75 \text{ 万円}^{(\ast 1)}) \times 102.1\%^{(\ast 2)} = 890,822 \text{ 円}$$

(※1) 税率20%の場合の控除額 42.75 万円

(※2) 復興特別所得税 2.1%が加算されるため 102.1%(平成25年～令和19年まで適用)

以上